

熊本県公報

号外 第 17 号の 3
平成 17 年 3 月 29 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則……(市町村総室) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 熊本県手数料条例の一部改正に伴い、本人確認情報開示手数料の額を改める等所要の改正を行うこととした。(別記第2号様式及び別記第3号様式関係)
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第12号

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県本人確認情報の開示等に関する規則(平成14年熊本県規則第75号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式中「20円」を「10円」に改める。

別記第3号様式中

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					
年 月 日					
熊本県知事 印					

を

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					
年 月 日					
熊本県知事 印					

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

